

Rotary Club of Satte Chuo



2018-2019年度RIテーマ

インスピレーションになろう
BE THE INSPIRATION

会 長 大橋 秀樹 事務所；埼玉県幸手市南2-6-20 G-Five内
幹 事 石橋 久充 〒340-0156 TEL & FAX 0480-44-0056
例会日；毎週火曜日19：30～20：30 例会場；G-Five 1階会議室

国際ロータリー会長 第2770地区 ガバナー

2019年 1月22日 火曜日

バリー・ラシン氏

中川 高志氏 (大宮RC)

第950回例会 No.27

[開会]

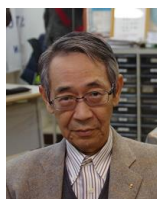
[開会点鐘]

[ロータリーソング斉唱] 我らの生業

[四つのテスト唱和]

[ビジター紹介]

久喜ロータリークラブ 倉持政宏様



[会長挨拶] 大橋秀樹会長

今年の運勢最悪な私は奥さんとキング
コング西野主催の開運マルシェに行っ
てきました。例えば開運トラベルコーナ
ーに行くと神社仏閣に詳しい人が運氣の上がる旅行先
や神社を教えてくれて JTB が旅行のお勧めをする。あ
るいは開運メイクと称して美容室の宣伝に使うなどいろ
いろな業種が売り上げにつながる仕掛けがあります。
私も5分占いを受けたのですが、5年前から20年続く
異次元のトンネルに入っていてエネルギーが有り余り
どこに飛んでいくか分からない状況だそうです。そんな
感じで残り半年の会長職を務めますのでよろしくお願いします。



[幹事報告] 石橋久充幹事

・2019-2020年度地区ロータリー財団補
助金管理セミナーの案内が届いていま
す。

このセミナーに参加しないクラブは地区補助金を受けら
れませんので、後で次年度会長・幹事と相談したいと思
います。



・2019-2020年度地区補助金プロジェクト立案のお願い
も届いています。

・幸手市さわやか野球教室の案内が届いています。
3/10 8:30ひばりヶ丘球場集合です。1/12例会の振替
となりますので皆さんのご参加をお願いします。また今年
から読売新聞社の補助金が減った為、皆さんの企業な
どに広告協賛を募るとの事です。是非ご協力下さい。

・ロータリー・リーダーシップ研究会(RLI)パートⅢの開
催案内が届いています。クラブから必ずI名以上推薦
するように指示されていますので未受講の方は是非受
けてみて下さい。

[委員会報告]

第7グループゴルフ大会実行委員長

鎌田清久会員

皆様、こんばんは。3/5(火)に第7グル
ープのゴルフ大会を開催いたします。大勢の皆様のご
参加をお待ちしております。よろしくお祈りします。



[本日の例会]

内部卓話例会 長谷川良則会員

皆様、こんばんは。本日は、「消費税
の軽減税率制度」について、お話をさせていただきます。



お手元の資料 4 枚をもとに進めていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

平成 31 年 10 月 1 日～消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度の実施時期	平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税 ⁽¹⁾ 2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税 ⁽¹⁾ 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食品 ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくことになります。 ・ 仕入税額控除の要件は、発行・帳簿及び請求書等 ⁽²⁾⁽¹⁾ の保存ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ⁽²⁾⁽²⁾ の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 （注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 35 年 10 月からは「区分記載請求書等」に代わり、「連絡請求書等」の保存が要件となります（連絡請求書等保存方式）。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な中小事業者の方は、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

消費税率の引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことによる改正点	
内容	改正前 改正後（平成 28 年 11 月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日 平成 31 年 10 月 1 日
区分記載請求書等保存方式の導入時期	平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
連絡請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日 平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象 中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

<p>課税事業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパー・マーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） 軽減税率対象品目の仕入れのみあり例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等 	<p>① 発行する請求書等は区分記載請求書等へ ② 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③ 申告時の税額計算 ※ 仕入れのみの場合②と③</p>	<p>1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご覧ください。</p>
<p>免税事業者の方</p> <p>軽減税率対象品目の売上げあり</p>	<p>課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。</p>	<p>1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。</p>

1 軽減税率の対象となる品目

《課税事業者・免税事業者の方》

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

新聞 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》

主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の食用又は食用に供するもの」をいいます。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	お持ち帰りのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。抽出率が 1 万円以下であって、食品の価格の占める割合が 2/3 以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成 31 年 10 月～平成 35 年 9 月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

《区分記載請求書等の記載例》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成 31 年 9 月 30 日まで【発行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額（上記に加え）	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称（上記に加え）
平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日まで【区分記載請求書等保存方式】	軽減税率の対象品目である旨	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

（注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が 3 万円未満の場合、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、発行しており、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

請求書	87,200 円（税込）
11/1 牛肉	5,400 円
11/3 小麦粉	2,160 円
11/27 しょうゆ	3,240 円
11/30 ビール	6,600 円
合計	87,200 円

（注）「※」は軽減税率対象品目である旨を示しています。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込込み）の記載

（参考）取引先から上記①及び②の記載がない請求書を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

《課税事業者の方》

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成 28 年 11 月の税制改正により、
① 適用対象となる期間が変更されました。
② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されなくなりました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減率を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算	売上げに軽減率を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算	①・②の計算において使用する割合に代えて 50% を使用して、売上税額を計算
適用対象	以下期間において行った課税資産の譲渡等 平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日まで	以下期間において行った課税資産の譲渡等 平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日まで	（注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減率を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能
適用対象	以下期間において行った課税仕入れ 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成 31 年 10 月 1 日から、平成 32 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書の提出は平成 31 年 7 月 1 日から出度可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成 35 年 10 月 1 日～）

平成 35 年 10 月 1 日以後は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

○ 適格請求書等を作成できる事業者は、税務長官に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行者）
（注）申請受付は、平成 33 年 10 月 1 日からとなります。

○ 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要

○ 適格請求書発行者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成 28 年 11 月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成 33 年 4 月 1 日」から「平成 35 年 10 月 1 日」に変更されました。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

期間	割合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

○ お方にならないことや、更に詳しく知りたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

○ 税務署での面接による個別相談（脚注参照等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

- 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子の受発注システムの改修等の支援⁽¹⁾
※ 詳細は以下の「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。URL <http://kzt-hojo.jp> 専用ダイヤル 0570-081-222（受付時間：9:00～17:00（土日祝除く））
- 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 農商工高会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行う POSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの費用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123（受付時間：9:00～17:00（土日祝除く））
メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。
URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）



[お客様ご挨拶]

久喜ロータリークラブ 倉持政宏様

皆様、こんばんは。本日は例会にお邪魔させていただき有難うございました。



今日の例会内容はうちの事務所にとって非常にメリットのあるものでした。このパンフレットを是非頂いて持ち帰り、従業員全員で勉強したいと思います。有難うございました。

昨年の周年行事では幸手中央さんにご苦労されたと思います。また今年は池田ガバナー補佐を排出されておりましてご活躍されております。久喜ロータリークラブに対してもご指導ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は有難うございました。

[出席報告]

	会員数	出席者数	MU	出席者数計	%
本日	26	15	3	18	69.23%
前回修正	26	26	0	26	100.00%
前々回修正	26	18	4	22	84.62%

[スマイルボックス報告]

●倉持政宏様(C)

本日は宜しくお願い致します。

●長谷川良則会員

卓話を聞いていただきありがとうございました。

●石橋久充会員

長谷川さん、卓話有難うございました。I.M.もよろしくお願ひします！

●金子卓司会員

長谷川さん、卓話ご苦労様です。

●鎌田清久会員

倉持さん、ようこそ。長谷川さん、久しぶりに卓話ありとう。

●印田博秀会員

長谷川さん、本日は卓話有難うございます。

倉持様、ようこそ！

●中田盛夫会員

倉持さん、長谷川さん、ようこそ！髪の毛きりました。

●井上 亮会員

久喜 RC 倉持様、本日は有難うございます。

●池田岩夫会員

久喜 RC 倉持様ようこそ。長谷川講師、本日よろしく。

●村上 覚会員

倉持さん、ご来訪有り難うございます。

●張ヶ代宜広会員

長谷川さん、卓話有難うございました。

●小林達郎会員

本日卓話ありがとうございます。

●大橋秀樹会員

倉持様、ありがとうございます。

●前回 2 次会参加者一同

残金です。

本日の合計	¥15,000
今年の合計	¥321,500

[閉会点鐘]

例会の出席は、ロータリアンに課せられた最低の責任です。欠席の連絡は、必ずお願い致します。

クラブ事務所 TEL&Fax 0480-44-0056

公共イメージ委員会

村上 覚 佐野嘉彰